

別表 採択要件及び助成対象経費

| 事業種目                       | 事業内容                         | 事業実施主体  | 採択要件  | 補助率     | 助成対象経費  |  |
|----------------------------|------------------------------|---|---|---------|---|--|
| I 「いちご王国・栃木」戦略推進事業         |                              |   |   |         |   |  |
| 1 「いちご王国・栃木」生産戦略事業         |                              |   |   |         |   |  |
| (1) 「とちあいか」生産拡大支援事業        | とちあいかの生産拡大に必要となる施設等の導入に対する助成 | 農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup><br>農地所有適格法人 <sup>2)</sup><br>市町村農業公社 <sup>3)</sup> | 1 受益面積 30 a 以上の取組であること（オリジナル品種生産拡大支援事業のうちスカイベリー、なつおとめ、ミルキーベリーを対象とした取組については、受益面積に3を乗じた数値を用いる）<br>2 受益農家3戸以上の取組であること<br>3 オリジナル品種生産拡大支援事業のうちスカイベリーを対象とした取組については、1戸当たりの栽培面積が10a以上であり、栽培マニュアルに基づく生産を行う取組であること<br>4 オリジナル品種生産拡大支援事業のうちとちおとめを対象とした取組については、クラウン冷却技術の導入による早期出荷作型の栽培に取り組むこと<br>5 産地強化計画に定めた目標達成に向けた取組であること、若しくは今後、同計画等に位置付け産地体制の強化を図る取組であること | 4/10 以内 | 1 栽培用ハウス<br>2 附帯設備<br>(1) 循環扇・自動換気装置<br>(2) 暖房・光合成促進装置<br>(3) 施肥・かん水装置<br>(4) 環境制御装置<br>(5) クラウン冷却装置<br>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等 |  |
| (2) オリジナル品種生産拡大支援事業        | オリジナル品種の生産拡大のための施設整備に対する助成   |   |   |         |   |  |
| (3) 「とちあいか」高品質安定栽培技術緊急確立事業 |                              |   |   |         |   |  |
| ア 高品質流通対策事業                | (ア)JA 出荷者タイプ                 | いちごの販売力及び品質の向上に向けた取組に対する助成  | 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会   |         | 1/2 以内  | 本県いちごの高品質化・ブランド価値向上に要する次の経費<br>1 適正な栽培管理に必要な資料の作成<br>2 技術検討会等の開催 |
|                            | (イ)個人出荷者                     | いちごの販売力   | 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会   |         |   |  |

|                    |                  |   |   |  |         |   |
|--------------------|------------------|---|---|--|---------|---|
|                    | 荷者タイプ            | 及び品質の向上に向けた取組に対する助成                     | ぎ農産物マーケティング協会   |  |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>3 出荷規格や選果選別に関する資料の作成</li> <li>4 品種の特徴を生かした流通や商品づくりの検討</li> <li>5 その他目的達成のために知事が特に必要と認める経費</li> </ul>   |
| (4) いちごリレー苗展開促進事業  |                  |   |   |  |         |   |
|                    | ア モデル産地育成事業      | いちご生産における育苗の分業化（リレー苗生産）を实践する産地の取組に対する助成 | 農業協同組合<br>農業生産組織  |  | 1/2 以内  | <p>いちご生産における育苗作業の分業化促進に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 産地内でリレー苗を生産する候補者の選定に係る資料の作成</li> <li>2 先進地事例調査旅費</li> <li>3 リレー苗生産や品質向上検討会に係る経費</li> <li>4 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める経費</li> </ul>  |
|                    | イ 安定生産施設整備事業     | 新たなリレー苗生産施設や既存施設を活用した付帯設備等の整備に対する助成     | 全国農業協同組合連合会栃木県本部<br>農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup><br>農地所有適格法人 <sup>2)</sup><br>市町村農業公社 <sup>3)</sup><br>JA 出資型法人 <sup>4)</sup><br>園芸苗生産農業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 産地におけるリレー苗を推進する組織（協議会等）が策定した供給計画に基づいた取組であること</li> <li>2 県内いちご農家へのリレー苗供給を行うこと</li> </ul> | 4/10 以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 栽培用ハウス</li> <li>2 付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) かん水装置</li> <li>(2) 空中採苗システム</li> <li>(3) 遮光カーテン</li> <li>(4) 自動換気装置</li> <li>(5) 循環扇</li> </ul> </li> <li>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</li> </ul> |
| 2 いちご王国苗生産供給体制強化事業 |                  |   |   |  |         |   |
|                    | (1) いちご苗安定生産推進事業 | 原苗等の安定生産・供給に向けた取組に対する助成                 | 全国農業協同組合連合会栃木県本部<br>農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup>  |  | 1/2 以内  | <p>原苗等の安定生産・供給に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 原苗の安定増殖に必要な資材</li> <li>2 無病苗の病害検定に係る経費</li> <li>3 会議資料作成等に係る経費</li> <li>4 定植苗の安定供給に向けた調</li> </ul>  |

|                      |  |   |   |   |  |
|----------------------|--|---|---|---|--|
|                      |  |   |   |   | 査に要する経費<br>5 その他目的達成のために知事等が特に必要と認める経費   |
| (2) いちご苗生産供給体制強化整備事業 | 苗増殖基地の健全苗増殖施設の強化に対する助成   | 全国農業協同組合連合会栃木県本部<br>農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup><br>農地所有適格法人 <sup>2)</sup><br>市町村農業公社 <sup>3)</sup>       | 1 原苗等増殖施設もしくは地方無病苗増殖協議会の定めのある施設であること<br>2 地域の作付面積に基づく供給体制が確保されていること   | 4/10 以内   | 1 栽培用ハウス<br>2 附帯設備<br>(1) 高温抑制装置（細霧冷房装置、強制換気装置等）<br>(2) 自動換気装置<br>(3) 循環扇<br>(4) 高設栽培システム<br>(5) 隔離ベッド<br>(6) その他目的達成のために知事等が特に必要と認める設備等 ※1については2との一体的な整備を必須とする<br>3 炭酸ガスハダニ防除機<br>4 炭そ病等を迅速に診断できる装置一式<br>5 その他目的達成のために知事等が特に必要と認める施設等 |
| II 施設園芸拡大プロジェクト事業    |  |   |   |   |  |
| 1 施設園芸拡大プロジェクト整備事業   | トマト、にら、アスパラガス、なし、本県が開発したオリジナル品種、地域の特色を活かした園芸品目の生産拡大を図るための施設整備等に対する助成 | 農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup><br>農地所有適格法人 <sup>2)</sup><br>市町村農業公社 <sup>3)</sup><br>認定農業者<br>人・農地プランの中心経営体 | 1 受益面積 30a 以上（本県が開発したオリジナル品種又は地域の特色を活かした園芸品目の取組及び事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合は 10a 以上）の施設園芸の取組であること<br>2 受益農家 3 戸以上の取組であること（事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合を除く）<br>3 産地強化計画又は果樹産地構造改革計画等に定めた目標達成に向けた取組であること、もしくは今後、同計画等に位置づけ産地 | 4/10 以内<br>（本県が開発したオリジナル品種及び地域の特色を活かした園芸品目の取組並びに機械は 1/3 以内） | <b>【トマト、にら、アスパラガス】</b><br>1 栽培用ハウス<br>2 附帯設備<br>(1) ウォーターカーテン装置<br>(2) かん水・養液栽培装置<br>(3) 遮光設備、高温抑制装置（細霧冷房装置）<br>(4) 自動換気装置<br>(5) 光合成促進装置<br>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等<br><br><b>【なし】</b><br>ジョイント栽培や根圏制御栽培等に必要な次の施設等       |

|                          |  |  |   |        |  |
|--------------------------|--|--|---|--------|--|
|                          |  |  | <p>体制の強化を図る取組であること（本県が開発したオリジナル品種の取組を除く）</p> <p>4 本県が開発したオリジナル品種の取組については、農業試験場で開発されたオリジナル品種で、次に掲げるものであること</p> <p>(1) うど「芳香1号、芳香2号」</p> <p>(2) りんどう「るりおとめ、栃木r2号、栃木r3号」</p> <p>(3) あじさい「きらきら星、パラソルロマン、エンジェルリング、プリンセスリング」</p> <p>5 事業実施主体が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体の場合は、</p> <p>(1) 受益農地の地目が田であり、受益面積が従来規模に比較し2割以上増加する取組であること</p> <p>(2) 農地中間管理機構を活用した農地の権利設定がなされること</p> <p>(3) 5年以内の法人化を目指す経営計画を作成すること</p> |        | <p>1 ジョイント栽培用棚</p> <p>2 根圏制御栽培用ハウス</p> <p>3 V字棚</p> <p>4 附帯設備</p> <p>(1) かん水装置</p> <p>5 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p> <p><b>【本県が開発したオリジナル品種】</b></p> <p>1 栽培用ハウス</p> <p>2 附帯設備</p> <p>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p> <p><b>【地域の特色を活かした園芸品目】</b></p> <p>1 栽培用ハウス</p> <p>2 附帯設備</p> <p>3 生産の効率化に資する機械</p> <p>(1) 播種機</p> <p>(2) 移植機</p> <p>(3) 収穫機</p> <p>4 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設・機械等</p> |
| 2 施設園芸分業化推進事業            | にら、アスパラガス等の収穫や出荷調整の分業化に必要な共同施設等の導入に対する助成 | 農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup><br>農地所有適格法人 <sup>2)</sup><br>市町村農業公社 <sup>3)</sup><br>JA出資型法人 <sup>4)</sup> | <p>1 産地における分業化を推進する組織（協議会等）が策定した実践に向けた計画に基づいた取組であること</p> <p>2 既存施設を有効活用すること</p>   | 4/10以内 | <p>1 調整機</p> <p>2 予冷庫</p> <p>3 収穫機械</p> <p>4 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める施設等</p>   |
| 3 施設園芸“就農環境日本一”生産モデル確立事業 | にら新生産モデル現地実証の施設整備に対する助成                  | 認定農業者、認定農業者等で組織する協議会   | <p>1 既ににら栽培に取り組んでいる生産者であること</p> <p>2 事業実施後3年間、実証栽培で得られた収量や作業時間等のデ</p>   | 4/10以内 | <p>1 栽培用ハウス</p> <p>2 附帯設備</p> <p>(1) ウォーターカーテン</p> <p>(2) 循環扇</p>  |

|                          |   |                                |   |                           |  |
|--------------------------|---|--------------------------------|---|---------------------------|--|
|                          |   |                                | 一タの提供を行うこと  |                           | (3) 炭酸ガス発生装置<br>(4) 点滴かん水装置<br>(5) 環境モニタリング装置<br>(6) 赤色防虫ネット<br>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める設備等  |
| 4 ゼロカーボン施設園芸<br>産地創出支援事業 | 環境負荷軽減と<br>収益向上を図り<br>取組に対する助<br>成                    | 農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup> | (施設園芸エネルギー転換支援タイプ)<br>1 県内各地域単位で導入事例が少なく、先進性の高い導入機器・資材を用いた技術であること<br>2 既存の技術と比べて、化石燃料を概ね 10%以上削減できる技術であること<br>3 導入した技術を検証し、地域に普及させる取組であること<br>(青果物流通資材転換支援タイプ)<br>1 各地域で通いコンテナ等の活用事例がない品目であること<br>2 流通業者などの評価などから検証を行う取組であること | 1/2 以内<br>(機器導入は 4/10 以内) | (施設園芸エネルギー支援タイプ)<br>1 新技術の普及に向けた検討会の開催経費<br>2 新技術の導入・実証に必要な機器の整備に係る経費<br>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める経費<br>(青果物流通資材転換支援タイプ)<br>1 新しい流通資材の活用に関する検討会の開催経費<br>2 試験流通、実需者の意向・評価などの調査に関する経費<br>3 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める経費 |
| 5 とちぎフードチェーン<br>構築支援事業   | 生産・流通データを活用した、<br>生産管理技術の<br>構築や物流合理化に向けた検討<br>に対する助成 | 農業団体等で組織<br>する協議会              | 1 生産、流通、販売などのデータを調査・収集・分析する取組であること<br>2 デジタル技術を活用し、生産管理の高度化や物流合理化に資する取組であること<br>3 得られた成果について、生産現場へのフィードバックを講じること  | 1/2 以内                    | 1 協議会の開催経費<br>2 データ収集・分析に要する経費<br>3 データ収集に係る機器の導入に要する経費<br>4 その他目的達成のために知事が特に必要と認める経費  |
| 6 スマートなし園推進事業            |   |                                |   |                           |  |
| (1) スマートなし園モデルづくり事業      | スマートなし園モデルの機器導入に対する助成                                 | 農業協同組合<br>農業生産組織 <sup>1)</sup> | 1 輸出に取り組んでいる、又は取り組む予定があること<br>2 スマート農業機器の導入によ   | 1/2 以内                    | 1 アシストスーツ<br>2 環境モニタリング装置<br>3 レンタル導入に要する経費  |

|  |                 |                                    |                       |                                    |        |   |
|--|-----------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|--------|---|
|  |                 |                                    |                       | る管理作業の負担軽減や効率化を検証し、地域に普及させる取組であること |        | (1) ロボット草刈り機<br>(2) 自動追従作業車<br>4 作業委託導入に要する経費<br>(1) ドローン受粉<br>5 その他目的達成のために農業振興事務所長が必要と認める機器 |
|  | (2) スマートなし園促進事業 | スマート農業機器の導入に向けて生産者の理解促進を図る取組に対する助成 | 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会 | 1 スマート農業機器の普及促進に資する取組であること         | 1/2 以内 | 1 現地検討会・研修会の開催経費<br>2 スマート農業機器の普及促進動画の制作に要する経費<br>3 その他目的達成のために知事が特に必要と認める経費                  |

※ 1) 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定を有する同一世帯でない3名以上の者で構成する組織をいう。

2) 「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、かつ、同一世帯ではない3名以上の者で構成する法人をいう。

3) 「市町村農業公社」とは、農業振興を目的として市町村が出資して設立された法人をいう。

4) 「JA出資型法人」とは、地域の農業振興や担い手育成等を目的に、県内のJAが出資して設立された法人をいう。